

(参考1) 審査等

1 審査

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。

「特別推進研究」は、人文・社会、理工、生物の3つの分野別の審査会において、審査委員が研究計画調書と審査意見書（国内及び海外の審査意見書作成者、各3名程度が作成）に基づき、ヒアリング対象課題の選定（合議審査）を行い、ヒアリング審査を行う予定です。

「基盤研究（S）」及び「基盤研究（A・B）」（審査区分「一般」）の審査は6人、「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（A・B）」の審査は4人の審査委員が個別に審査する第1段審査（書面審査）と、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議で審査する第2段審査（合議審査）により行う予定です。さらに、「基盤研究（S）」ではヒアリング審査を行う予定です。

「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）については、人文科学、社会科学、理工、生物の4つの分野別の審査会における合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下、「審査及び評価に関する規程」という。））は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）に掲載しています。

（平成25年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、10月上旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。）

3 審査結果の通知

(1) 特別推進研究

- ① ヒアリング対象課題の選定結果については、文書で通知します。（3月予定）
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（4月下旬予定）
- ③ 採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する予定です。また、採択されなかった研究代表者には、審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、審査を行った研究課題の中におけるおおよその順位を通知する予定です。

(2) 特別推進研究以外の研究種目

- ① 基盤研究（S）のヒアリング研究課題の選定結果については、研究機関に文書で通知します。（3月予定）
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します（基盤研究（A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）は4月上旬予定、基盤研究（S）は5月下旬予定。）。
- ③ 「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（A・B）」に応募する者で、採択されなかった場合における第1段審査（書面審査）の結果の開示を希望する者には、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」について、電子申請システムにより開示する予定です。

なお、「基盤研究（S）」のヒアリング対象課題の研究代表者には、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」に加え、「審査結果の所見」を開示する予定です。

(参考2) 科学研究費補助金取扱規程

〔 昭和40年3月30日
文部省告示第110号 〕

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・
平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64・
平22文告177・平23文告93

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるもののをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。

- 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
 - 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業
- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（前2号に該当する者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2

年間

四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行つた研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌1年間

五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間

六 不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間

2 前条の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないこととされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている科学研究費補助金事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。

一 基金助成金の不正使用を行つた者

二 基金助成金の不正使用を共謀した者

三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行つた補助事業者（前2号に該当する者を除く）

四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行つた研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者

五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

六 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下この条において「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者

二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

四 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

(補助金の交付申請者)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金（同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条第1項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第6条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかつた者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第7条第1項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第3条第2項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第7条第1項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第16条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

- 第17条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。
- 2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第18条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したと

きは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第19条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱に関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則（昭和43・11・30文告309）

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則（昭和56・10・15文告159）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（昭和60・11・2文告127）

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附則（昭和61・12・25文告156）

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

附則（平成10・3・19文告35）

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。

附則（平成11・5・17文告114）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則（平成12・12・11文告181）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成13・4・19・文告72）

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成13・8・2文告133）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則（平成14・6・28・文告123）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則（平成15・9・12・文告149）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交

付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成16・4・1・文告68）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附則（平成17・1・24・文告1）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成18・3・27・文告37）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19・3・30・文告45）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20・5・19・文告64）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第4条第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行つた者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22・12・28・文告177）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成23・6・2・文告93）

この告示は、公布の日から施行する。

(参考 3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領
(平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号)

改正 平成 16 年 4 月 14 日規程第 9 号
改正 平成 16 年 9 月 10 日規程第 14 号
改正 平成 17 年 2 月 2 日規程第 1 号
改正 平成 17 年 4 月 7 日規程第 7 号
改正 平成 18 年 4 月 14 日規程第 9 号
改正 平成 19 年 4 月 2 日規程第 12 号
改正 平成 20 年 6 月 10 日規程第 9 号
改正 平成 22 年 4 月 19 日規程第 6 号
改正 平成 22 年 9 月 7 日規程第 21 号
改正 平成 23 年 4 月 25 日規程第 18 号
改正 平成 23 年 4 月 28 日規程第 20 号

(通則)

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成 11 年 4 月 12 日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第 18 条第 1 項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 16 条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第 3 条に規定する以下のものをいう。

一 科学研究費のうち次に係るもの

イ 特別推進研究

ロ 基盤研究

ハ 挑戦的萌芽研究

ニ 若手研究

ホ 研究活動スタート支援

ヘ 奨励研究

二 特別研究員奨励費

三 学術創成研究費

四 研究成果公開促進費（研究成果公开发表に係るものを除く。）

2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であつて第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの

五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの

3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。

7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第7条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている事業と第7条第1項に規定する計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者

が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者

五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他の不正の手段の使用を共謀した者

六 不正行為があったと認定された者

3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者

二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

三 偽りその他の不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他の不正の手段の使用を共謀した者

四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 振興会は、前条第 1 項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第 13 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第 16 条第 1 項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第 18 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第 19 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 20 条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 21 条 第 6 条第 1 号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第 6 条第 1 号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格 5 万円以上の設備等

を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第22条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行なった研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行なった研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成 19 年規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 20 年規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 10 日から実施し、平成 20 年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定は、法第 18 条第 1 項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 15 年 9 月 12 日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第 11 条第 1 項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第 5 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 16 年 4 月 1 日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 17 年 1 月 24 日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成 22 年規程第 6 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 22 年規程第 21 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 7 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 18 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 20 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

(参考 4)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

（平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「振興会法」という。）、振興会法第 17 条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）第 7 条第 6 号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する研究機関及び同条第 8 項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第 1 号及び前 2 号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 2 この取扱要領において「研究代表者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 3 この取扱要領において「研究分担者」とは、助成金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「連携研究者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、研究代表

者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

- 5 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、助成金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 6 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による助成金の他の用途への使用又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 7 この取扱要領において「不正行為」とは、助成金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

(助成金の交付の対象)

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

(助成金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して助成金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
- 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌1年間
- 五 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間

- 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。）当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下、「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。ただし、取扱規程第4条第1項第4号又は補助金取扱要領第5条第1項第4号の規定により科学研究費補助金を交付しないこととされた者が、既に助成金の交付を受けている事業については、この限りではない。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
- 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（助成金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する

時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第14条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後2ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第15条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第14条第2項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(研究成果報告書)

第17条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第13条第1項又は補助金取扱要領第16条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第18条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第21条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第22条 第6条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成23年規程第19号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

(参考5)平成24年度科研費(補助金・基金分)の交付状況等

1. 平成24年度科研費(補助金・基金分)の交付状況

(1)新規採択分

平成24年4月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
科学研究費	件 〔 89,800 〕 86,874	件 〔 25,759 〕 24,673	% 〔 28.7 〕 28.4	千円 〔 62,176,350 〕 56,640,420 【 16,879,536 】	千円 〔 2,414 〕 2,296	千円 〔 32,900 〕 34,400
特定領域研究 *1	〔 177 〕 9	〔 80 〕 9	〔 45.2 〕 —	〔 239,600 〕 25,400	〔 2,995 〕 2,822	〔 3,300 〕 3,000
新学術領域研究 *2 (研究領域提案型)	〔 4,072 〕 2,822	〔 1,147 〕 712	〔 28.2 〕 25.2	〔 3,683,150 〕 2,596,900 【 779,070 】	〔 3,211 〕 3,647	〔 9,000 〕 10,000
基盤研究(A)	〔 2,180 〕 2,251	〔 565 〕 535	〔 25.9 〕 23.8	〔 7,478,000 〕 6,985,500 【 2,095,650 】	〔 13,235 〕 13,057	〔 32,900 〕 34,400
基盤研究(B) *3	〔 10,127 〕 9,875	〔 2,592 〕 2,440	〔 25.6 〕 24.7	〔 14,688,900 〕 13,200,800 【 3,960,240 】	〔 5,667 〕 5,410	〔 14,300 〕 13,300
基盤研究(C) *4	〔 32,177 〕 32,899	〔 9,620 〕 9,857	〔 29.9 〕 30.0	〔 15,564,500 〕 15,332,520 【 4,599,756 】	〔 1,618 〕 1,555	〔 4,200 〕 3,800
挑戦的萌芽研究 *4	〔 12,734 〕 12,559	〔 3,809 〕 3,759	〔 29.9 〕 29.9	〔 5,916,100 〕 5,692,800 【 1,707,840 】	〔 1,553 〕 1,514	〔 3,400 〕 3,100
若手研究(A) *3	〔 1,907 〕 1,796	〔 459 〕 399	〔 24.1 〕 22.2	〔 3,859,300 〕 3,243,100 【 972,930 】	〔 8,408 〕 8,128	〔 21,700 〕 19,700
若手研究(B) *4	〔 22,688 〕 20,867	〔 6,787 〕 6,255	〔 29.9 〕 30.0	〔 10,396,800 〕 9,213,500 【 2,764,050 】	〔 1,532 〕 1,473	〔 3,400 〕 3,400
奨励研究	〔 3,738 〕 3,796	〔 700 〕 707	〔 18.7 〕 18.6	〔 350,000 〕 349,900	〔 500 〕 495	〔 900 〕 800
研究成果公開促進費	〔 1,045 〕 961	〔 521 〕 491	〔 49.9 〕 51.1	〔 1,139,090 〕 1,029,060	〔 2,186 〕 2,096	〔 26,900 〕 20,000
合 計	〔 90,845 〕 87,835	〔 26,280 〕 25,164	〔 28.9 〕 28.6	〔 63,315,440 〕 57,669,480 【 16,879,536 】	〔 2,409 〕 2,292	〔 32,900 〕 34,400

(注1) 〔 〕内は、前年度を示す。

(注2) 【 】内は、間接経費(外数)。

(注3) *1は、平成24年度の新規・継続領域に係る公募はなく、平成23年度に設定期間が終了した研究領域の取りまとめのみが公募対象。

(注4) *2は、平成24年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題のみ計上。

(注5) *3は、一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注6) *4は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注7) 「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

(2)新規採択＋継続分

平成24年4月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募 件	採択 件	採択率 %		平均 千円	最高 千円
科学研究費	[127,403] 130,324	[63,310] 67,961	[49.7] 52.1	[149,213,117] 155,012,892 [46,134,148]	[2,357] 2,281	[213,000] 159,200
特別推進研究 *1	[64] 59	[64] 59	[—] —	[4,891,900] 4,571,600 [1,371,480]	[76,436] 77,485	[213,000] 159,200
特定領域研究	[599] 117	[501] 117	[83.6] —	[3,206,600] 882,500	[6,400] 7,543	[45,000] 42,000
新学術領域研究 *2 (研究領域提案型)	[5,116] 4,842	[2,191] 2,732	[42.8] 56.4	[17,285,350] 21,045,350 [6,313,605]	[7,889] 7,703	[122,400] 135,400
新学術領域研究 *3 (研究課題提案型)	[78] 1	[78] 1	[—] —	[540,900] 3,869 [1,161]	[6,935] 3,869	[7,900] 3,869
基盤研究(S) *1	[337] 348	[335] 348	[—] —	[8,243,100] 9,229,300 [2,768,790]	[24,606] 26,521	[83,600] 87,900
基盤研究(A)	[3,562] 3,784	[1,940] 2,054	[54.5] 54.3	[18,059,800] 18,888,800 [5,666,640]	[9,309] 9,196	[32,900] 34,400
基盤研究(B) *4	[15,983] 15,837	[8,421] 8,358	[52.7] 52.8	[33,172,735] 32,515,800 [9,754,740]	[3,939] 3,890	[14,300] 13,300
基盤研究(C) *5	[48,621] 51,301	[26,062] 28,211	[53.6] 55.0	[29,056,997] 31,815,351 [9,544,605]	[1,115] 1,128	[4,200] 3,800
挑戦的萌芽研究 *5	[14,576] 16,541	[5,651] 7,735	[38.8] 46.8	[7,665,964] 9,476,700 [2,843,010]	[1,357] 1,225	[3,400] 3,100
若手研究(S) *3	[108] 50	[107] 47	[99.1] 94.0	[1,352,100] 540,100 [162,030]	[12,636] 11,491	[22,800] 19,000
若手研究(A) *4	[2,617] 2,646	[1,165] 1,244	[44.5] 47.0	[6,626,303] 6,921,164 [2,076,349]	[5,688] 5,564	[21,700] 19,700
若手研究(B) *5	[31,183] 30,211	[15,274] 15,557	[49.0] 51.5	[17,922,189] 17,942,303 [5,382,691]	[1,173] 1,153	[3,400] 3,400
研究活動スタート支援 *1	[821] 791	[821] 791	[—] —	[839,179] 830,155 [249,047]	[1,022] 1,050	[1,500] 1,500
奨励研究	[3,738] 3,796	[700] 707	[18.7] 18.6	[350,000] 349,900	[500] 495	[900] 800
研究成果公開促進費	[1,084] 1,006	[560] 536	[51.7] 53.3	[1,280,990] 1,166,960	[2,287] 2,177	[26,900] 20,000
学術創成研究費 *6	[18] —	[18] —	[—] —	[1,208,300] — [—]	[67,128] —	[89,500] —
合 計	[128,505] 131,330	[63,888] 68,497	[49.7] 52.2	[151,702,407] 156,179,852 [46,134,148]	[2,375] 2,280	[213,000] 159,200

(注1) 本資料は、今年度採択された新規課題に既に採択されている継続課題を加え集計したもの。

(注2) []内は、前年度を示す。

(注3) []内は、間接経費(外数)。

(注4) *1は、平成24年度の新規課題については審査中であるため、継続課題のみ計上。

(注5) *2は、平成24年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題及び継続課題を計上。

(注6) *3は、平成24年度の新規募集なし。

(注7) *4のうち、新規課題は一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注8) *5のうち、平成23年度及び平成24年度採択課題は基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注9) *6は、平成24年度の新規募集、継続課題なし。

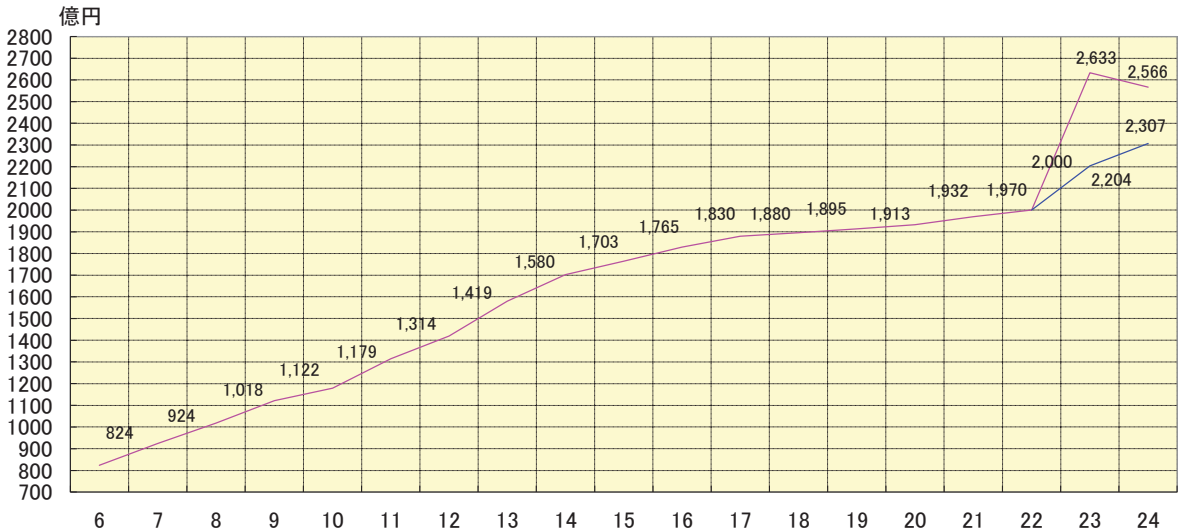
(注10) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」「生命科学系3分野支援活動」、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

2. 予算額等の推移

○目的・性格

科学研究費助成事業(科研費)は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

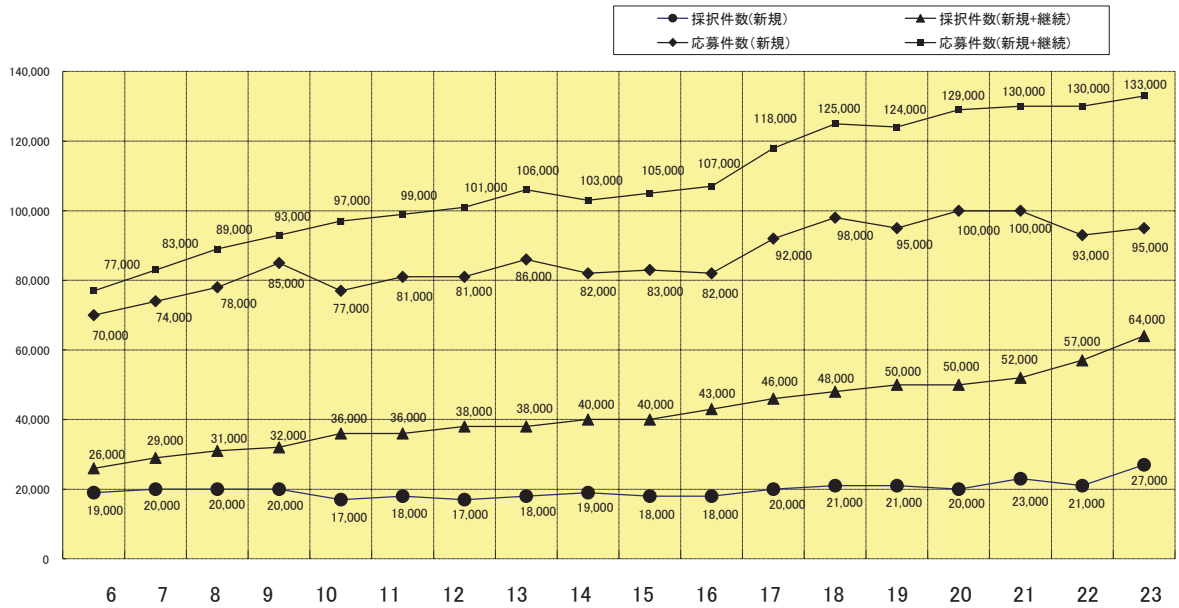
○予算額・助成額の推移



年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
予算額 (億円)	824	924	1,018	1,122	1,179	1,314	1,419	1,580	1,703	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932	1,970	2,000	2,633	2,566
対前年度 伸び率(%)	12.0	12.1	10.2	10.2	5.1	11.5	8.0	11.3	7.8	3.6	3.7	2.7	0.8	0.9	1.0	2.0	1.5	31.7	-2.5
助成額 ベース (億円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,204	2,307
対前年度 伸び率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7

※平成23年度から一部種目に基金化を導入したことに伴い、予算額に翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を示さなくなったことから、平成23年度以降、当該年度の助成額を集計している。

○応募・採択の状況



○採択率(上段:新規、下段:新規+継続)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
採択率(%)	27.0	27.6	26.1	24.6	22.2	21.8	21.6	21.1	22.7	21.4	22.5	21.6	21.5	22.2	20.3	22.5	22.1	28.1
採択率(%)	33.8	35.2	35.1	34.0	37.6	36.1	37.3	35.8	38.5	37.9	40.7	38.6	38.6	40.4	38.4	40.3	44.2	48.4